

自然災害で



臨時休館 する場合があります

- 西宮市に台風等の風水害・地震・津波があったとき、市民の方の安全を確保するため、以下の基準で市民交流センターを臨時休館します。
休館中は、会議室等のご利用や窓口での手続等をしていただくことはできません。
(インターネットの予約は可能)

災害	休館の基準
① 暴風・大雨	西宮市域で避難所が開設されたとき
② 土砂災害・洪水・高潮	瓦木地域に避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)が発令されたとき
③ 地震	西宮市域で震度5弱以上の地震を観測したとき

■①②の災害による臨時休館からの再開のめやす

- ・避難所の閉鎖
 - ・市民交流センターが使用可能な状況であること
- ※ただし、16時30分時点で休館が継続している場合は、当日中の利用再開はありません。

■③の災害による臨時休館からの再開

市が市民交流センターを利用できる状況と判断した場合に再開します。

- ※ 避難情報・施設状況等により、再開時間を変更する場合があります。
- ※ 臨時休館・休館からの再開については、インターネット予約システム「文化・まなびネットにしのみや」でお知らせ予定です。

■窓口予約受付開始日の延期について

窓口予約受付開始日(毎月1日(1月は4日))の「午前」の時間区分が臨時休館の場合は、予約受付開始日を翌日に延期します。

またその場合は、電話及びインターネット予約システムによる予約の受付開始は、延期後の予約受付開始日の翌日となります。(インターネット予約システム「文化・まなびネットにしのみや」が停止し、システムの再開は、延期後の予約受付開始日の翌日となります。)